

仕様書

1 業務名

令和7年度 動物愛護センター脱臭機点検整備業務

2 履行場所

広島市中区富士見町11番27号 広島市動物愛護センター

3 委託期間

契約締結の日から令和7年10月31日まで

4 除塵吸着塔設備概要

- (1) 型式 横型2段方式
- (2) 外形寸法 2,050W×4,100L×2,800H
- (3) 吸着剤 活性炭 1,000 kg
脱塩基剤 715 kg
脱硫剤 605 kg
- (4) 除塵フィルター カセット式フィルター 16個
(500×500×25)

5 吸着剤仕様

種別	活性炭	脱塩基剤	脱硫剤
主成分	石炭系他		
粒度 (mm)	3～7、95%以上	7～12、95%以上	7～12、95%以上
充填密度 (kg/l)	0.45～0.55	0.60～0.70	0.50～0.60
乾燥減量	20%以下	20%以下	20%以下
通気圧損失	61mmAg/m (通気速度0.3m/sec時)	27mmAq/m (通気速度0.3m/sec時)	27mmAq/m (通気速度0.3m/sec時)
処理対象物 及び能力	ベンゼン吸着量30%以上	アルカリ性ガス アンモニア吸着量5%以上	酸性ガス 硫化水素吸着量18%以上

※日本工業規格に基づき試験を行い、上記の条件を有することの証明書を添付すること。

※活性炭充填前に活性炭の搬入量の計量証明書を発注者に提出し、確認を得ること。

6 業務内容

動物愛護センターの脱臭機(除塵吸着塔)の悪臭を処理する活性炭が、長期間の使用により吸着機能が低下したため、再生品で取替をするものである。

- (1) 活性炭 1, 0 0 0 kgの入替
- (2) 脱塩基剤 7 1 5 kgの入替
- (3) 脱硫剤 6 0 5 kgの入替
- (4) 除塵フィルター 1 6 個の取替 (必要に応じ裁断して使用すること。)

なお、取り替えた廃フィルターについては、排出事業所である動物愛護センターで処分する。

- (5) 吸着剤の種類ごとにトリカルネットで仕切りを施す
- (6) 除塵吸着塔及び付属機器の点検及び軽微な補修
- (7) ダクト内の洗浄及びダクトの吸い込み口・吐き出し口レジスターの清掃、パッキンの取り換え

なお、取り替えた廃パッキンについては、排出事業所である動物愛護センターで処分する。

7 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 作業時間は原則として通常勤務時間(8:30~17:15)内とする。
- (2) ヘルメット、防塵マスク等を使用し、安全管理に万全の注意を払い、効率的かつ迅速に作業を行うこと。
- (3) 作業実施前及び作業中は、常にガス検知器で硫化水素等を測定し、安全に作業を行うこと。
- (4) 使用する活性炭については、実施前に発注者の承認を得ること。
- (5) 作業開始時、終了時、その他必要に応じて発注者に報告すること。

8 報告事項等

- (1) 受注者はあらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の住所・氏名等を報告するものとする。玉掛け、クレーン操作、第2種酸素欠乏危険作業主任者等の資格を要する作業については、資格を有する書類の写しを提出すること。報告内容に変更があったときも同様とする。
- (2) 委託業務実施計画書は契約締結後、速やかに納入する吸着剤の成分が仕様に定める

成分を満たしていることの製造メーカーのカタログ等を添付して提出し、発注者の承認を受けるものとする。

(3) 委託業務実施報告書は、業務写真帳（作業前、作業中、作業後）とともに令和7年10月20日までに提出し、発注者の承認を受けるものとする。

9 当該業務施行に係る当該設備等に異常が生じた場合は、受注者の責任において速やかに対応すること。

10 その他

(1) 脱臭機から使用済活性炭を抜き取った後は、持ち帰り、再生処理するものとする。

(2) 脱臭機に再生処理した活性炭を元通り充填する。目減り分については受注者が所有する再生活性炭を補充する。ただし、再生活性炭は受注者が所有する再生活性炭をすべて代替として使用することも可とする。その際は、取り出した活性炭は再生し、受注者において再使用するものとする。

(3) 作業にあたっては、保安員を配置し施設利用者、通行人及び通行車両に十分注意して実施しなければならない。

(4) 業務を実施するにあたっての費用のうち、業務場所における電気水道料金は発注者が負担するものとする。ただし、その使用に当たっては極力節減に努めること。

(5) 作業車は、道路交通法その他関係法令を遵守し、運行及び駐車しなければならない。

(6) この仕様書に疑義のあるとき、または定めのない事項については、発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。